

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙2

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）（注6）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）（注6）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注4）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注5）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

（注6）都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能